

奈良先端科学技術大学院大学マテリアル研究プラットフォームセンター
マテリアル先端リサーチインフラにおける共同研究の取扱いに関する覚書

令和5年3月14日
マテリアル研究プラットフォームセンター長裁定

(趣旨)

第1条 本覚書は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学マテリアル先端リサーチインフラ実施要領（令和4年3月31日学長裁定。以下「要領」という。）第21条の定めに基づき、要領第4条第5号に掲げる共同研究の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本共同研究は、要領第2条に定める目的の下、同第4条第2号から第4号に掲げる支援業務（以下、単に「支援業務」という。）を通じて創出される研究データ並びにこれに関連して利用者及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が保有する情報（以下「研究データ等」と総称する。）を用いて、本学の研究者等が利用者と共同し、解析及び解釈等を行って利用者の研究開発を推進させることを目的とする。

(定義)

第3条 本覚書において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、要領において使用する用語の例による。

(支援内容)

第4条 本共同研究は、本学の研究者等及び利用者が共同して次に掲げる業務を行う。

(1) 研究データ等の解析又は解釈を行うこと。

(2) 前号の結果を踏まえ、更に共用設備等の利用をはじめとする支援業務等を行うこと。

2 前項による取組みの結果、本学の研究者等が利用者と共通の課題として共同して研究を行う必要性が生じた場合、当該研究は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と民間機関等との共同研究取扱規程（平成16年規程第29号）に定める共同研究として取り扱うものとする。

(経費)

第5条 利用者は、本共同研究の遂行に伴い、次に掲げる経費を負担する。

(1) 利用者が求める支援業務に必要な経費として、要領第10条第1項に定める料金

(2) その他前条第1項に定める業務の遂行に必要な経費として、本学と利用者による協議を経て定めるもの

(期間)

第6条 本共同研究の始期及び終期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 始期 本学の研究者等及び利用者が本共同研究の必要性について合意した期日

(2) 終期 本学の研究者等及び利用者が本共同研究の成果を得られたものとして合意した期日

(記録)

第7条 本学の研究者等及び利用者は、両者の協力の下で本共同研究の過程を記録し、前条第2号に定める本共同研究の終期の翌日から2年間の経過するまで、各自において当該記録を保管するものとする。

(結果の報告)

第8条 要領第11条の定めにかかわらず、利用者は、本共同研究の結果を第6条第2号に定める本共同研究の終期の属する年度の年度末までに、センター長に報告しなければならない。

(成果の公表等)

第9条 要領第12条第1項前段の定めにかかわらず、利用者は、本共同研究による成果を第6条第2号に定める本共同研究の終期の属する年度の年度末までにセンター長に報告し、センター長は、当該成果を速やかに公表するものとする。

2 本共同研究による成果は、原則として本学及び利用者の共有とし、各自の貢献度を考慮して相手方と協議の上、両者が共同して公表又は権利の獲得を行う。

3 本共同研究による成果に係る知的財産権の帰属に関する取扱いは、本学及び利用者が協議し、各自の貢献度を考慮の上、両者にとって公平かつ合理的な持分比率をもって決定する。当該知的財産権の出願、申請及び登録等に当たっては両者が相互に協力して行うものとし、これに伴う経費については、原則として利用者が負担するものとする。

(覚書の改廃)

第10条 この覚書を改廃しようとする場合は、奈良先端科学技術大学院大学マテリアル研究プラットフォームセンターの運営に関する規程（令和4年規程第4号）第5条に定めるマテリアル研究プラットフォームセンター運営会議の承認を得て、センター長が決定する。

附 則

本覚書は、令和5年4月1日から適用する。